

平成 28 年 8 月の市民の声（全 2 通のうち 2 通）

市民の声の内容と、そのお返事の一部を紹介します。

◇消防団の備品について

【ご意見・ご提案など】

六日町地域の消防団に所属している者ですが、数年前から消火栓のホースに穴があいているのを見つけて消防署に交換に行っても、予算が無いという理由で交換してもらえません。穴のあいた所を修理するというので預けても、もう 2 年近く連絡がありません。

ヘルメットがこわれても、同じ理由で交換できませんでした。地域の消火栓は、その結果、数箇所でもホースや備品が足りていません。改善願います。

（平成 28 年 8 月 1 日）

【お返事】

1. 消防ホースの修理等について

消火栓に備え付けてある消防ホース 2 本、管鎗（かんそう）、消火栓開閉ハンドルについては、市消防本部で設置及び維持管理を行っております。管内に設置されている消火栓数は 2,500 基を超えており、消防本部担当係だけでは円滑な維持管理をすることが困難なことから、消防団の各部に消火栓の点検等を依頼している部分があります。

一年を通して、消防ホースの水漏れ修理依頼又は経年劣化等により機能を失った消防ホースの交換依頼に対応しておりますが、ご指摘のあった修理依頼を 2 年近くも放置している状況については、当時の消防ホースの受払に関して不手際があったものと判断し、謝罪いたします。今後このようなことが生じないように管理を徹底してまいります。

また、消防ホースや備品の支給につきましては、可能な範囲で速やかに対処しますので、消防本部にお問合せをお願いいたします。

2. 消防団のヘルメットについて

消防団員に対する被服貸与の法的根拠については、

- ①南魚沼市消防団規則第 6 条（服制）「消防団員の服制については、消防団員服制基準（昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号）の規定を準用する。ただし、副分団長以下の階級にある者については、同基準によらないことができる。」
- ②南魚沼市消防団の運営に関する規程第 8 条（被服）「消防団員の被服は、現物

を貸与する。」となっております。

消防団員のヘルメットについては、上記①の消防団員服制基準の別表に「安全帽」として表記されていることから「ヘルメット」も被服の一部として取り扱っております。

この度、「ヘルメットが無いから渡せない」で処理を終えてしまったことについては、不十分な対応であり大変申し訳ありませんでした。

ヘルメットは一定の在庫を保有しておりますが、年度末や新入団員に対する被服貸与を優先的に実施している年度初めにおいては在庫がなくなり速やかな貸与が困難となる場合があります。これとは別に、多数の交換等を依頼された場合は予算残額を見極めながら執行するため、必要個数を購入するまでに多少の時間が必要となります。速やかに交換等ができない場合は、ご依頼者の連絡先及び必要個数を確認させていただき、在庫が確保できた時点でお渡ししますのでご理解をお願い申し上げます。

(担当：消防本部消防庶務課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-66588

◇受給者証の送付方法について

【ご意見・ご提案など】

先日、県障受給者証を送ってもらった者ですが、受取って見たらホッチキスの針で止めてありました。

大切な(受給者)証をホッチキスの針で止めるというのは、どういう事ですか。よく、(福祉課の)職員に教育をしてもらいたい。

(平成 28 年 8 月 26 日)

【お返事】

この度は不快な思いをさせてしまい、心よりお詫び申し上げます。また、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

今回、重度心身障害者医療費助成(県障)の受給者証を同封の文書にホチキス止めでお送りしましたのは、例年、受給者証が同封されていることに気付かず処分や紛失される方が多くみられたためです。(送付文のみ封筒から取出し、受給者証に気づかずに封筒を廃棄するなど)

再交付の手続きにおいでいただくなどのご負担をおかけしておりましたので、このような方法をとらせていただきました。

大切な受給者証ですので、今後はよりよい方法でお届けするよう工夫してまいります。

(担当：福祉保健部福祉課)

問合せ：秘書広報課 ☎773-6658